

No.	質問	回答
1	<p>【実施要領：6 応募に必要な提出物と提出方法：“自社が保有する広告媒体、人材及び設備等のインフラを活用した提案とすること”】について</p> <p>・必ず自社で運用可能な広告メディアを保有している必要はありますか。代理店として繋がっているメディアを活用して実施することは可能でしょうか。</p>	<p>基本的には、応募事業者様が運用可能な広告メディアを保有していることを前提としておりますが、代理店として繋がっているメディアの場合でも、応募事業者様でしかご提案できない特別な内容であればご提案は可能です（その点が分かるように企画提案書に明記ください）。一方、他の代理店様でも提案可能なメディア・プランの場合、応募事業者様のご提案内容として優位性・特殊性がないと判断されるため、「募集要項5 募集要件(1) 応募条件イ」には該当いたしません。</p>
2	<p>【実施要領：1 目的：“旅行地としての東京の認知度向上と訪都意欲を喚起”】について</p> <p>・例えば、東京タワーや東京スカイツリーなど、都が運営する観光スポットに対してプロモーションを行い、広告効果を検証することは可能でしょうか。</p>	<p>東京タワーや東京スカイツリーは都が運営はしていませんが、応募事業者様にそれらの施設と協力して、海外向けにPRをいただくことは可能です。本事業は海外一般市民向けのPRとなりますので、国内施設での実施の場合はどのように海外一般市民向けにリーチ・訴求するかご提案をお願いいたします。広告効果はプロモーション内容に対して適切と思われる効果検証を実施下さい（都・TCVBから効果検証に対する施設側への交渉等は行いません）。</p>
3	<p>【実施要領：4 連携期間：令和6年7月5日（金）～令和7年3月31日（月）まで】について</p> <p>・10か月という施策期間において、例えば、8月の花火シーズンに特化して、集中的にPRを行う（予算を全て投下する）事は可能でしょうか。</p>	<p>対象市場に対し、効果的と思われる期間に集中してPRを行うことは可能です（令和6年度末までに報告書提出までご対応いただければ、事業実施時期の指定はございません）。一方、7月3日（予定）の結果通知後、連携先の事業者様、都・TCVBでご提案内容について協議の上事業開始いただくことから、8月のPR開始は現実的に難しい面もあるかもしれません。</p>